	化粧フィルム工事の段取り 化粧フィルム施工面の維持及び管理 化粧フィルム工事における欠陥の原因並びにその防止方法及び補修方法
（略）	（略）

別表第十三の五（第六十二条の三関係）

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第十四（第六十八条の二関係）

検定職種	学科試験の試験科目	実技試験の試験科目
（略）	（略）	（略）
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ施工法	カーペット系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ施工法	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地施工法	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ施工法	ボード仕上げ工事作業
	カーテン施工法	カーテン工事作業
	化粧フィルム施工法	化粧フィルム工事作業
（略）	（略）	（略）

	樹脂接着剤注入施工
（略）	（略）

別表第十三の五（第六十二条の三関係）

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
樹脂接着剤注入施工	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第十四（第六十八条の二関係）

検定職種	学科試験の試験科目	実技試験の試験科目
（略）	（略）	（略）
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ施工法	カーペット系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ施工法	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地施工法	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ施工法	ボード仕上げ工事作業
	カーテン施工法	カーテン工事作業
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に樹脂接着剤注入施工科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。

（技能検定に関する経過措置）

第三条　この省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条第三項第六号に規定する樹脂接着剤注入施工に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第六号に規定する樹脂接着剤注入施工に係る技能検定に合格した者は、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種の欄に掲げる樹脂接着剤注入施工に係る一級の技能検定に合格した者とみなす。